

保険契約の失効取消に関する特則

この特則の趣旨

この特則は、保険料の払込猶予期間を過ぎて保険契約が失効した場合の取扱について規定したものです。

第1条(特則の適用)

この特則は、保険料の払込猶予期間を過ぎて保険契約が失効するとき、会社の定める取扱範囲内で、適用して取り扱います。

第2条(猶予期間経過後の取扱)

- 1 この特則を適用した保険契約（主契約に付加されている特約を含みます。以下本項において同じとします。）については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日まで（以下、「失効取消可能期間」といいます。）に延滞保険料の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
 - (2) 失効取消可能期間中に保険金等（名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。以下、本号において同じとします。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に前号に定める延滞保険料の払込があったときは、保険金等の支払または保険料の払込の免除を行います。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に、死亡保険金（死亡に際して支払う保険金等をいい、名称の如何を問いません。以下、本号において同じとします。）の支払事由が生じたときは、死亡保険金を支払います。この場合、会社は、延滞保険料を死亡保険金額から差し引きます。ただし、死亡保険金額から延滞保険料を差し引いて計算した金額が負または零となる場合は死亡保険金を支払いません。
 - (4) 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。
- 2 この特則を適用した保険契約が消滅した場合には、この特則も同時に消滅したものとします。
- 3 保険料一時払の契約については、この特則の規定は適用しません。

第3条(変額保険(終身型)、変額保険(有期型)または変額保険(年金型)に適用した場合の特則)

この特則が変額保険(終身型)、変額保険(有期型)または変額保険(年金型)に適用されている場合、前条に定める延滞保険料について、主契約の普通保険約款に定める特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱に関する規定を準用します。